

【通所リハビリテーション料金表】

(1) 介護保険給付によるサービス費

令和5年4月改定

	体制	要介護度	1割負担	2割負担	3割負担	内 容
通所リハビリテーション (基本料金)	所要時間 1時間以上 2時間未満	要介護1	366円	732円	1,098円	介護度に応じた基本のサービス費となります。
		要介護2	395円	790円	1,185円	
		要介護3	426円	852円	1,278円	
		要介護4	455円	910円	1,365円	
		要介護5	487円	974円	1,461円	
	所要時間 2時間以上 3時間未満	要介護1	380円	760円	1,140円	
		要介護2	436円	872円	1,308円	
		要介護3	494円	988円	1,482円	
		要介護4	551円	1,102円	1,653円	
		要介護5	608円	1,216円	1,824円	
	入浴介助加算 (I)		40円	80円	120円	現行の入浴加算と同要件
	入浴介助加算 (II)		60円	120円	180円	個別の入浴計画書をもとに他職種と情報共有し入浴支援を行った場合に加算となります。
	リハビリテーション マネジメント加算 (A) イ	6月以内 560円 6月超 240円	6月以内 1120円 6月超 480円	6月以内 1680円 6月超 720円		定期的にリハビリテーション会議を開催した上で通所リハビリテーション計画を見直し、自立のために必要な支援方法を他職種と情報共有した場合に加算となります。
	リハビリテーション マネジメント加算 (A) ロ	6月以内 593円 6月超 273円	6月以内 1186円 6月超 546円	6月以内 1779円 6月超 819円		(A) イを満たし、さらに計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出しリハビリテーションの提供にあたって当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用した場合に加算となります。
	リハビリテーション マネジメント加算 (B) イ	6月以内 830円 6月超 510円	6月以内 1660円 6月超 1020円	6月以内 2490円 6月超 1530円		定期的にリハビリテーション会議を開催した上で通所リハビリテーション計画を見直し、自立のために必要な支援方法を他職種と情報共有し、医師が利用者又はその家族に説明した場合に加算となります。
	リハビリテーション マネジメント加算 (B) ロ	6月以内 863円 6月超 543円	6月以内 1726円 6月超 1086円	6月以内 2589円 6月超 1629円		(B) イを満たし、さらに計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出しリハビリテーションの提供にあたって当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用した場合に加算となります。
	短期集中リハビリテーション加算 (退院退所日又は認定日から3か月以内)		110円	220円	330円	利用者の方に対して集中的にリハビリテーションを実施した場合に加算となります。
	認知症短期集中リハビリテーション加算 I (1日)		240円	480円	720円	認知症と診断された方に個別にリハビリテーションを実施した場合に加算となります。
	認知症短期集中リハビリテーション II (1か月)		1,920円	3,840円	5,760円	上記に加え、通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能が向上した場合に加算となります。

生活行為向上加算	6月以内 1250円	6月以内 2500円	6月以内 3750円	生活行為の充実を図るために具体的な目標を定めたリハビリテーション計画を作成し、実際の生活場面に役立つリハビリテーションを実施した場合に加算となります。
栄養改善加算 【3月以内・月2回を限度】	200円	400円	600円	低栄養状態にある利用者の栄養改善を目的として個別に実施され、栄養食事相談等の栄養管理を行い、必要に応じて居宅訪問を行う場合に加算となります。
栄養アセスメント加算	50円	100円	150円	管理栄養士を1人以上配置し管理栄養士、看護職員、介護職員、その他の職種が共同で栄養アセスメントを行い、家族に説明し情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合に加算となります。
口腔機能向上加算Ⅰ	150円	300円	450円	口腔機能が低下している利用者の機能向上を目的として、口腔清掃・摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施を行った場合に加算となります。
口腔機能向上加算Ⅱ 【3月以内・月2回を限度】	160円	320円	480円	（Ⅰ）を満たし、口腔機能管理指導計画等の情報その他口腔衛生の管理、口腔機能向上サービスを実施した場合の加算となります。
重度療養管理加算	100円	200円	300円	要介護3以上であって医学的管理が必要な利用者に加算されます。
移行支援加算	12円	24円	36円	通所リハビリテーションを終了し、他の社会参加の機会に移行した利用者が一定数以上の実績のある事業所に加算されます。
中重度者ケア体制加算	20円	40円	60円	重度要介護者を積極的に受け入れ、対応できる介護・看護職員体制を整えている事業所に加算となります。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円	44円	66円	介護福祉士70%以上、勤続10年以上介護福祉士25%以上配置されている事業所に加算されます。
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20円	40円	60円	6か月ごとに栄養状態のスクリーニングを行い、介護支援専門員に情報提供した場合に加算となります。
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5円	10円	15円	栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い当該情報を介護支援専門員へ提供した場合に加算となります。
介護職員 処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の4.7%			基本料金と加算料金の合計の4.7%が加算されます。
介護職員等特定 処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の2.0%			基本料金と加算料金の合計に2.0%が加算されます。

介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.0%			基本料金と加算料金の合計に1.0%が加算されます。
科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況などの基本情報を厚生労働省に提出することで加算されます。
事業所が送迎を実施しない場合の減算	片道 -47円	片道 -94円	片道 -141円	家族が送迎を行っている等の場合に減算になります。

(2) その他サービスの利用料 (1日当たり)

サービスの種類	自己負担額	内 容
昼食費	615円 (1日)	施設でお食事を提供した場合にお支払いいただきます。
日用品費	80円 (1日)	石鹸、シャンプー、ティッシュ、タオル等の日用品を用意するためにいただく費用です。
教養娯楽費	120円 (1日)	クラブ活動、レクリエーションや新聞、雑誌等を用意するためにいただく費用です。
理美容代	2,600円 (1回)	毎月2回、市内の床屋が来所して散髪等を行います。(通所リハビリテーション実施中に理美容のご利用はできません。)
おむつ代	12円~132円 (1枚)	利用者の身体の状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
その他の費用	実 費	上記の他に随時必要とされる場合実費をお支払いいただきます。

【通所リハビリテーション料金表】

(1) 介護保険給付によるサービス費

令和5年4月改定

	体制	要介護度	1割負担	2割負担	3割負担	内 容
通所リハビリテーション (基本料金)	所要時間 3時間以上 4時間未満	要介護1	483円	966円	1,449円	介護度に応じた基本のサービス費となります。
		要介護2	561円	1,122円	1,683円	
		要介護3	638円	1,276円	1,914円	
		要介護4	738円	1,476円	2,214円	
		要介護5	836円	1,672円	2,508円	
	所要時間 4時間以上 5時間未満	要介護1	549円	1,098円	1,647円	
		要介護2	637円	1,274円	1,911円	
		要介護3	725円	1,450円	2,175円	
		要介護4	838円	1,676円	2,514円	
		要介護5	950円	1,900円	2,850円	
通所リハビリテーション 費(加減算料金)	入浴介助加算(Ⅰ)		40円	80円	120円	現行の入浴加算と同要件
	入浴介助加算(Ⅱ)		60円	120円	180円	個別の入浴計画書をもとに他職種と情報共有し入浴支援を行った場合に加算となります。
	リハビリテーション マネジメント加算(A) イ		6月以内 560円 6月超 240円	6月以内 1120円 6月超 480円	6月以内 1680円 6月超 720円	定期的にリハビリテーション会議を開催した上で通所リハビリテーション計画を見直し、自立のために必要な支援方法を他職種と情報共有した場合に加算となります。
	リハビリテーション マネジメント加算(A) ロ		6月以内 593円 6月超 273円	6月以内 1186円 6月超 546円	6月以内 1779円 6月超 819円	(A)イを満たし、さらに計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出しリハビリテーションの提供にあたって当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用した場合に加算となります。
	リハビリテーション マネジメント加算(B) イ		6月以内 830円 6月超 510円	6月以内 1660円 6月超 1020円	6月以内 2490円 6月超 1530円	定期的にリハビリテーション会議を開催した上で通所リハビリテーション計画を見直し、自立のために必要な支援方法を他職種と情報共有し、医師が利用者又はその家族に説明した場合に加算となります。
	リハビリテーション マネジメント加算(B) ロ		6月以内 863円 6月超 543円	6月以内 1726円 6月超 1086円	6月以内 2589円 6月超 1629円	(B)イを満たし、さらに計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出しリハビリテーションの提供にあたって当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用した場合に加算となります。
	短期集中リハビリテーション 加算 (退院退所日又は認定日から3か月以内)		110円	220円	330円	利用者の方に対して集中的にリハビリテーションを実施した場合に加算となります。
	認知症短期集中リハビリ テーション加算Ⅰ (1日)		240円	480円	720円	認知症と診断された方に個別にリハビリテーションを実施した場合に加算となります。
	認知症短期集中リハビリ テーションⅡ (1か月)		1,920円	3,840円	5,760円	上記に加え、通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能が向上した場合に加算となります。

生活行為向上加算	6月以内 1250円	6月以内 2500円	6月以内 3750円	生活行為の充実を図るために具体的な目標を定めたりハビリテーション計画を作成し、実際の生活場面に役立つリハビリテーションを実施した場合に加算となります。
栄養改善加算 【3月以内・月2回を限度】	200円	400円	600円	低栄養状態にある利用者の栄養改善を目的として個別に実施され、栄養食事相談等の栄養管理を行い、必要に応じて居宅訪問を行う場合に加算となります。
栄養アセスメント加算	50円	100円	150円	管理栄養士を1人以上配置し管理栄養士、看護職員、介護職員、その他の職種が共同で栄養アセスメントを行い、家族に説明し情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合に加算となります。
口腔機能向上加算Ⅰ	150円	300円	450円	口腔機能が低下している利用者の機能向上を目的として、口腔清掃・摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施を行った場合に加算となります。
口腔機能向上加算Ⅱ 【3月以内・月2回を限度】	160円	320円	480円	（Ⅰ）を満たし、口腔機能管理指導計画等の情報その他口腔衛生の管理、口腔機能向上サービスを実施した場合の加算となります。
重度療養管理加算	100円	200円	300円	要介護3以上であって医学的管理が必要な利用者に加算されます。
移行支援加算	12円	24円	36円	通所リハビリテーションを終了し、他の社会参加の機会に移行した利用者が一定数以上の実績のある事業所に加算されます。
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上 4時間未満	12円	24円	リハビリテーション専門職を多く配置して手厚いリハビリテーションを提供している事業所に加算されます。
	4時間以上 5時間未満	16円	32円	
中重度者ケア体制加算	20円	40円	60円	重度要介護者を積極的に受け入れ、対応できる介護・看護職員体制を整えている事業所に加算となります。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円	44円	66円	介護福祉士70%以上、勤続10年以上介護福祉士25%以上配置されている事業所に加算されます。
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20円	40円	60円	6か月ごとに栄養状態のスクリーニングを行い、介護支援専門員に情報提供した場合に加算となります。
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5円	10円	15円	栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い当該情報を介護支援専門員へ提供した場合に加算となります。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の4.7%			基本料金と加算料金の合計の4.7%が加算されます。
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の2.0%			基本料金と加算料金の合計に2.0%が加算されます。
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.0%			基本料金と加算料金の合計に1.0%が加算されます。

科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況などの基本情報を厚生労働省に提出することで加算されます。
事業所が送迎を実施しない場合の減算	片道 -47円	片道 -94円	片道 -141円	家族が送迎を行っている等の場合に減算になります。

(2) その他サービスの利用料 (1日当たり)

サービスの種類	自己負担額	内 容
昼食費	615円 (1日)	施設でお食事を提供した場合にお支払いいただきます。
日用品費	80円 (1日)	石鹸、シャンプー、ティッシュ、タオル等の日用品を用意するためにいただく費用です。
教養娯楽費	120円 (1日)	クラブ活動、レクリエーションや新聞、雑誌等を用意するためにいただく費用です。
理美容代	2,600円 (1回)	毎月2回、市内の床屋が来所して散髪等を行います。(通所リハビリテーション実施中に理美容のご利用はできません。)
おむつ代	12円~132円 (1枚)	利用者の身体状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
その他の費用	実 費	上記の他に随時必要とされる場合実費をお支払いいただきます。

【通所リハビリテーション料金表】

(1) 介護保険給付によるサービス費

令和5年4月改定

	体制	要介護度	1割負担	2割負担	3割負担	内 容
通所リハビリテーション (基本料金)	所要時間 5時間以上 6時間未満	要介護1	618円	1,236円	1,854円	介護度に応じた基本のサービス費となります。
		要介護2	733円	1,466円	2,199円	
		要介護3	846円	1,692円	2,538円	
		要介護4	980円	1,960円	2,940円	
		要介護5	1,112円	2,224円	3,336円	
	所要時間 6時間以上 7時間未満	要介護1	710円	1,420円	2,130円	
		要介護2	844円	1,688円	2,532円	
		要介護3	974円	1,948円	2,922円	
		要介護4	1,129円	2,258円	3,387円	
		要介護5	1,281円	2,562円	3,843円	
通所リハビリテーション 費(加減算料金)	入浴介助加算(Ⅰ)		40円	80円	120円	現行の入浴加算と同要件
	入浴介助加算(Ⅱ)		60円	120円	180円	個別の入浴計画書をもとに他職種と情報共有し入浴支援を行った場合に加算となります。
	リハビリテーション マネジメント加算(A) イ		6月以内 560円 6月超 240円	6月以内 1120円 6月超 480円	6月以内 1680円 6月超 720円	定期的にリハビリテーション会議を開催した上で通所リハビリテーション計画を見直し、自立のために必要な支援方法を他職種と情報共有した場合に加算となります。
	リハビリテーション マネジメント加算(A) ロ		6月以内 593円 6月超 273円	6月以内 1186円 6月超 546円	6月以内 1779円 6月超 819円	(A)イを満たし、さらに計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出しリハビリテーションの提供にあたって当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用した場合に加算となります。
	リハビリテーション マネジメント加算(B) イ		6月以内 830円 6月超 510円	6月以内 1660円 6月超 1020円	6月以内 2490円 6月超 1530円	定期的にリハビリテーション会議を開催した上で通所リハビリテーション計画を見直し、自立のために必要な支援方法を他職種と情報共有し、医師が利用者又はその家族に説明した場合に加算となります。
	リハビリテーション マネジメント加算(B) ロ		6月以内 863円 6月超 543円	6月以内 1726円 6月超 1086円	6月以内 2589円 6月超 1629円	(B)イを満たし、さらに計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出しリハビリテーションの提供にあたって当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用した場合に加算となります。
	短期集中リハビリテーション 加算 (退院退所日又は認定日から3か月以内)		110円	220円	330円	利用者の方に対して集中的にリハビリテーションを実施した場合に加算となります。
	認知症短期集中リハビリ テーション加算Ⅰ (1日)		240円	480円	720円	認知症と診断された方に個別にリハビリテーションを実施した場合に加算となります。
	認知症短期集中リハビリ テーションⅡ (1か月)		1,920円	3,840円	5,760円	上記に加え、通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能が向上した場合に加算となります。

	生活行為向上加算	6月以内 1250円	6月以内 2500円	6月以内 3750円	生活行為の充実を図るために具体的な目標を定めたリハビリテーション計画を作成し、実際の生活場面に役立つリハビリテーションを実施した場合に加算となります。	
通所リハビリテーション費（加減算料金）	栄養改善加算 【3月以内・月2回を限度】	200円	400円	600円	低栄養状態にある利用者の栄養改善を目的として個別に実施され、栄養食事相談等の栄養管理を行い、必要に応じて居宅訪問を行う場合に加算となります。	
	栄養アセスメント加算	50円	100円	150円	管理栄養士を1人以上配置し管理栄養士、看護職員、介護職員、その他の職種が共同で栄養アセスメントを行い、家族に説明し情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合に加算となります。	
	口腔機能向上加算Ⅰ	150円	300円	450円	口腔機能が低下している利用者の機能向上を目的として、口腔清掃・摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施を行った場合に加算となります。	
	口腔機能向上加算Ⅱ 【3月以内・月2回を限度】	160円	320円	480円	（Ⅰ）を満たし、口腔機能管理指導計画等の情報その他口腔衛生の管理、口腔機能向上サービスを実施した場合の加算となります。	
	重度療養管理加算	100円	200円	300円	要介護3以上であって医学的管理が必要な利用者に加算されます。	
	移行支援加算	12円	24円	36円	通所リハビリテーションを終了し、他の社会参加の機会に移行した利用者が一定数以上の実績のある事業所に加算されます。	
	リハビリテーション提供体制加算	5時間以上 6時間未満	20円	40円	60円	リハビリテーション専門職を多く配置して手厚いリハビリテーションを提供している事業所に加算されます。
		6時間以上 7時間未満	24円	48円	72円	
	中重度者ケア体制加算	20円	40円	60円	重度要介護者を積極的に受け入れ、対応できる介護・看護職員体制を整えている事業所に加算となります。	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円	44円	66円	介護福祉士70%以上、勤続10年以上介護福祉士25%以上配置されている事業所に加算されます。	
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20円	40円	60円	6か月ごとに栄養状態のスクリーニングを行い、介護支援専門員に情報提供した場合に加算となります。	
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5円	10円	15円	栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い当該情報を介護支援専門員へ提供した場合に加算となります。	
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の4.7%			基本料金と加算料金の合計の4.7%が加算されます。	
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の2.0%			基本料金と加算料金の合計に2.0%が加算されます。	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.0%			基本料金と加算料金の合計に1.0%が加算されます。		

科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況などの基本情報を厚生労働省に提出することで加算されます。
事業所が送迎を実施しない場合の減算	片道 -47円	片道 -94円	片道 -141円	家族が送迎を行っている等の場合に減算になります。

(2) その他サービスの利用料 (1日当たり)

サービスの種類	自己負担額	内 容
昼食費	615円 (1日)	施設でお食事を提供した場合にお支払いいただきます。
日用品費	80円 (1日)	石鹸、シャンプー、ティッシュ、タオル等の日用品を用意するためにいただく費用です。
教養娯楽費	120円 (1日)	クラブ活動、レクリエーションや新聞、雑誌等を用意するためにいただく費用です。
理美容代	2,600円 (1回)	毎月2回、市内の床屋が来所して散髪等を行います。(通所リハビリテーション実施中に理美容のご利用はできません。)
おむつ代	12円~132円 (1枚)	利用者の身体の状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
その他の費用	実 費	上記の他に随時必要とされる場合実費をお支払いいただきます。

【介護予防通所リハビリテーション料金表】

令和5年4月改定

(1) 介護保険給付によるサービス費

サービスの種類		要介護度	1割負担	2割負担	3割負担	内 容
介護予防通所 リハビリテーション費 (基本料金)		要支援1	2053円	4106円	6159円	1か月あたりの自己負担額
		要支援2	3999円	7998円	11997円	
運動器機能向上加算			225円	450円	675円	利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施した場合に加算となります。
栄養改善加算			200円	400円	600円	※栄養改善サービスの提供に当たって必要に応じ居宅を訪問した場合の加算となります。 (原則3ヵ月以内、月2回を限度)
栄養アセスメント加算			50円	100円	150円	栄養改善を目的として個別に栄養アセスメントを実施し栄養管理を行った場合の加算となります。
口腔機能向上加算 (I)			150円	300円	450円	口腔機能が低下している利用者の口腔機能向上を目的として、口腔清掃・摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施を行った場合に加算となります。
口腔機能向上加算 (II)			160円	320円	480円	(I)を満たし、口腔機能改善機能管理指導計画書等の情報その他口腔衛生の管理、口腔機能向上サービスを実施した場合の加算となります。
選択的サービス 複数実施加算 (I)			480円	960円	1,440円	運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上サービスのうち、2つのプログラムを実施した場合に加算となります。
選択的サービス 複数実施加算 (II)			700円	1,400円	2,100円	運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上サービス全てのプログラムを実施した場合に加算となります。
事業所評価加算			120円	240円	360円	利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった事業所として評価された場合に算定となります。
生活行為向上加算	6月以内 (1月につき)		562円	1124円	1686円	生活行為の充実を図るために具体的な目標を定めたリハビリテーション計画を作成し、実際の生活場面に役立つリハビリテーションを実施した場合に加算となります。
口腔・栄養スクリーニング加算 (I)			20円	40円	60円	6月ごとに口腔の健康状態、栄養状態について確認し介護支援専門員に情報提供を行った場合に加算となります。

口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (6月に1回)		5円	10円	15円	栄養改善加算・口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い当該情報を介護支援専門員へ提供した場合に加算となります。
サービス提供体制強化加算	要支援1	88円	176円	264円	国が定めた資格を持った介護職員が配置されている場合に算定となります。
	要支援2	176円	352円	528円	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)		所定単位数の4.7%			基本料金と加算料金の合計に4.7%が加算されます。
介護職員等特定 処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の2.0%			基本料金と加算料金の合計に2.0%が加算されます。
介護職員等ベースアップ等 支援加算		所定単位数の1.0%			基本料金と加算料金の合計に1.0%が加算されます。
長期利用 適正化減算	要支援1	-20円			利用開始から12月超の利用の場合、1月あたり減算されます。
	要支援2	-40円			利用開始から12月超の利用の場合、1月あたり減算されます。

(2) その他の利用料 (1日あたり)

サービスの種類	自己負担額	内 容
昼食費	615円(1日)	施設でお食事を提供した場合にお支払いいただきます。
日用品費	80円(1日)	石鹸、シャンプー、ティッシュ、タオル等の日用品を用意するためにいただく費用です。
教養娯楽費	120円(1日)	クラブ活動、レクリエーションや新聞、雑誌等を用意するためにいただく費用です。
理美容代	2,600円(1回)	毎月2回、市内の床屋が来所して散髪等を行います。(通所リハビリテーション実施中に理美容のご利用はできません。)
おむつ代	12円~132円 (1枚)	利用者の身体の状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
その他の費用	実 費	上記の他に随時必要とされる場合実費をお支払いいただきます。